

110
21.3
KE

韓国職業訓練所設置事前調査団
調査結果報告要旨について

昭和48年 9月

韓国職業訓練所設置事前調査団
海外技術協力事業団



國際協力事業團
支店 東京 日本橋區本町二丁目

國際協力事業團	
收入 月日	'87. 6. 3
金額	08568
No.	KE

支店 東京 日本橋區本町二丁目
支店 東京 日本橋區本町二丁目

韓国職業訓練所設置事前調査団

調査結果報告要旨について

韓国職業訓練所設置事前調査団（以下「調査団」という。）は、8月8日ソウル到着以来今日まで、大韓民国労働庁職業訓練担当部局と十分な接しよくを保ちつつ、経済企画院、科学技術院、文教部、全国経済人連合会等を訪問して、産業、労働及び教育事情の把握につとめるとともに、韓国科学技術研究院、ソウル大学校工科大学、中央職業訓練院及び正修職業訓練院を視察し、科学技術研究、理工系教育及び職業訓練の実態を調査した。

また、新職業訓練所建設予定地である忠清南道大田市及びその関係地域に赴き、労働庁大田地方事務所、忠清南道庁外々関係官庁を訪問するとともに、工業団地2ヶ所、職業訓練所々々所、工科大学2校、専門学校及び工業高等学校各1校を視察した。

この間、本調査団の調査活動に寄せられた大韓民国労働庁当局及び関係各位の御協力に対し深甚な謝意を表するとともに、別添報告要旨のとおり日本国政府に対し報告する運びに到ったことは、本調査団一同の心から喜びとするところであ

JICA LIBRARY



1048408171

る。

1973年8月28日

韓国職業訓練所設置事前調査団

団長	細見	元
団員	隈河	清
“	八木	純一郎
“	徳久	敏一
“	炭山	隆
“	岩口	健二

韓国職業訓練所設置事前調査団

調査結果報告要旨

1. 本調査団は、大韓民国政府の第2次、第3次経済開発5ヶ年計画による重化学工業化の基本方針、全国的な産業、労働及び教育事情、忠清南、北両道における大田市の立地条件等より判断して、忠清南道大田市に機械、金屬、電気関係の職種を中心とした総合的な職業訓練所を設置するための技術協力事業に着手することを適当と認める。
2. 本調査団は、上記大田市に設けられるべき職業訓練所（以下「訓練所」という。）の規模及び事業の概要に関し、次のとおりとすることを適当と認める。
 - (1) 訓練の課程は、技能工訓練及び技術工訓練とし、それぞれ次表に掲げる職種及び定員について実施するものとする。なお、必要に応じ、その他の課程として、監督者訓練及び成人勤労者訓練を併せて実施するものとする。

技 能 工			技 術 工	
職 種	専攻技能	定員	職 種	定員
旋盤工科		60	機 械 工 科	30
仕上げ工科		30	機械組立て工科	30
			工具金型工科	30
自動車工科	自 動 車	60	自動車工科	30
	農 業 機 械	30		
溶接工科	ガス溶接及び切断	30	溶 接 工 科	60
	アーク溶接	90		
電気工科	電 気 工 事	30	電 気 工 科	30
	電 気 機 器	30		
電子工科		30	電 子 工 科	30
板金工科	板 金	30	板 金 工 科	30
	プ レ ス	30		
鋳物工科	鋳 造	30	鋳 物 工 科	30
	木 型	30		
配管工科		30		
9職種	-	540	9職種	300

(2) 訓練対象は、次のとおりとする。

イ 技能工訓練課程については、中学校卒業者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

ロ 技術工訓練課程については、工業高等学校卒業者、3級技能検定合格者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

(3) 訓練期間は、技能工訓練課程及び技術工訓練課程ともに、各1年間とする。ただし、技能工訓練課程のうち専攻技能の定めのある職種については、訓練開始後3月乃至6月の間において各専攻技能に分離するものとする。

(4) 日本人諮問官は、技能工訓練課程の各職種について概ね1人を派遣することとし、その期間はおよそ3年間とする。

(5) 大韓民国側カウンターパート教士は、職種又は専攻技能ごとに訓練生30人当たり3人とし、中央職業訓練院卒業者、工科大学卒業者、2級以上の技能検定合格者であって相当の実務経験を有するもの等のうちから適格者を選任するものとする。

なお、上記カウンターパート教士のうち主任教士及び副主任教士については大韓民国において必要な訓練を行

なうた後、日本国において3月間程度の訓練を行なうものとする。

(6) 訓練に使用する主要な機械及び工具等は、概ね次のとおりとする。

a 旋盤工科及び仕上げ工科の技能工訓練並びに機械工科、機械組立て工科及び工具・金型工科の技術工訓練
(旋盤、ラジアルボール盤、万能フライス盤、円筒研削盤、放電加工機、工具及び用具類等)

b 自動車工科の技能工訓練及び技術工訓練
(シリンダ中ぐり盤、シリンダホーニングマシン、スチームクリーナー、ブレーキテスター、エンジンアナライザー、工具及び用具類等)

c 溶接工科の技能工訓練及び技術工訓練
(アセチレンガス発生器、交流アーク溶接機、炭酸ガスアーク溶接機、点溶接機、超音波検査機、工具及び用具類等)

d 電気工科の技能工訓練及び技術工訓練
(実習用高圧配電盤、試験用発電機、巻線機、管ねじ切り機、照度計、工具及び用具類等)

e 電子工科の技能工訓練及び技術工訓練

(電子管回路実験装置, パターン発振器, エリミネーター, オシロスコープ, 回路試験器, 工具及び用具類等)

f. 板金工科の技能工訓練及び技術工訓練

(プレスブレーキ, 三本ローラ, 動力シャー, ニブリングマシン, クランクプレス, 工具及び用具類等)

g. 鋳物工科の技能工訓練及び技術工訓練

(小型キューボラ, るっぼ炉, 造型機, 手押しかな盤, 木工旋盤, 工具及び用具類等)

h. 配管工科の技能工訓練

(油圧管曲げ機, 管ねじ切り機, ホットジェット溶接機, 高速度といし切断機, 水圧ポンプ, 工具及び用具類等)

(7) 本職業訓練所の主要な建物及びその所要面積は、概ね次のとおりとする。

	面積
a. 本館	9,000 ^{m²}
(a) 所長室	40
(b) 首席諮問官室	40
(c) 事務室	100
(d) 諮問官室	100

(e) 応接室 (20 ^{m²} × 4)	80 ^{m²}
(f) 会議室	80
(g) シャワー室	700
(h) 更衣室	420
(i) 教室 (100 ^{m²} × 2)	200
(j) 教室 (50 ^{m²} × 26)	1,300
(k) 図書室	200
(l) 展示室	100
(m) 講堂	840
(n) 製図室 (100 ^{m²} × 2)	200
(o) 食堂・調理室	3,000
(p) その他 (便所, 倉庫, 廊下等)	2,600
6. 実習場	8,090
(a) 旋盤工科及び仕上げ工科の技能工訓練 並びに機械工科, 機械組立て工及び工具 ・金型工科の技術工訓練	1,980
① 工作機械, 仕上げ, 金型実習場	1,800
② 精密測定室	50
③ 材料試験室	50
④ 工具室	50

⑤ 教士室 (18人×7) = 126	130 [㎡]
(b) 自動車工科の技能工訓練及び技術工訓練	1,155
① 自動車・農業機械実習場	1,000
② 噴射ポンプ試験室	20
③ 工具室	50
④ 教士室 (12人×7) = 84	85
(c) 溶接工科の技能工訓練及び技術工訓練	1,460
① ガス溶接実習場	200
② 電気溶接実習場	1,000
③ 溶接測定室	50
④ 工具室	80
⑤ 教士室 (18人×7) = 126	130
(d) 電気工科の技能工訓練及び技術工訓練	635
① 電気測定室	100
② 電気工作室	450
③ 工具室	20
④ 教士室 (9人×7) = 63	65
(e) 電子工科の技能工訓練及び技術工訓練	415
① 電子測定室	100
② 電子工作室	250

③ 工具室	20 ^{m²}
④ 教士室 (6 ^人 × 7) = 42	45
(f) 板金工科の技能工訓練及び技術工訓練	665
① 板金実習場	300
② プレス実習場	250
③ 工具室	50
④ 教士室 (9 ^人 × 7) = 63	65
(g) 鋳物工科の技能工訓練及び技術工訓練	1435
① 鋳造実習場	800
② 測定室	50
③ 工具室	50
④ 木型組立て実習場	250
⑤ 木工機械実習場	200
⑥ 工具室	20
⑦ 教士室 (9 ^人 × 7) = 63	65
(h) 配管工科の技能工訓練	345
① 配管実習場	300
② 工具室	20
③ 教士室 (3 ^人 × 8) = 24	25
C. 鍛造実習場	160

α. 材料倉庫	1,000 ^{m²}
ε. アセチレンガス発生器室	20
φ. 危険物貯蔵倉庫	50
θ. 車庫	150
η. 屋内体育館	700
ι. 寄宿舍	- 4,800

(8) 本訓練所の運営に当っては、所長（大韓民国側）及び首席諮問官（日本国側）が協議して行なうものとする。

(9) 本訓練所を運営するための経費分担については、次のとおりとする。

イ. 日本国側は、本訓練所に必要な機械及び器工具を供与するほか、所要の諮問官を派遣し、大韓民国側カウンターパート教士等の日本における研修に必要な経費を負担する。

ロ. 大韓民国側は、次の各号に必要な経費を負担する。

(イ) カウンターパート教士、管理に要する職員その他必要な職員の配置

(ロ) 所要の土地の取得及び建物の建設

(ハ) 訓練に必要な材料の供給

(ニ) 日本人諮問官のための住宅の提供

(ホ) その他本訓練所の運営に必要な経費

3. 本調査団は、本訓練所設置のための技術協力事業の着手に関連して、大韓民国労働庁職業訓練担当部局に対し、次のとおり要望を表明した。

(1) 本訓練所の建設地として、大徳郡懷徳面中里の候補地（略称D地）又はそれ以上の適地を選定することとし、その敷地面積としては最低2万坪を確保すること。

(2) 本訓練所が開所した場合、定員の確保に努めること。

(3) 本訓練所の修了者の就職は必ず確保すること。

(4) 本訓練所の日本人諮問官の処遇は、韓独釜山公共職業訓練所の独逸人諮問官と同等又はそれ以上とすること。

(5) 本訓練所の開所時期については、1975年10月を目途とし、日本側は、1975年の前半までに、初年度分の訓練に必要な機械及び器工具を送付するので、大韓民国側は、これらの機械及び器工具を据付け、又は格納するための実習場、倉庫等の建設を1975年3月までに完了すること。

(6) 本訓練所の建設に必要な対応内資の早期確保に努めること。

4. 本調査団は、本訓練所設置のための技術協力事業の着手

に関連して、大韓民国労働庁職業訓練担当部局から、次のとおり要望の表明を受けた。

- (1) 大韓民国側における対応内資獲得の便に資するため、可及的速かに実施調査団の派遣及び協定の締結を行なうて貰いたいこと。
- (2) 訓練に使用する機械として、材料の運搬、訓練生の実習・日本人諮問官の公的活動等に使用する車両2台以上を加えて貰いたいこと。
- (3) 訓練効果の向上を図り、かつ、教材の作成等に使用する視聴覚教材を整備して貰いたいこと。
- (4) 大韓民国における特殊性に鑑み、日本文専門図書を充実して貰いたいこと。
- (5) 本職業訓練所の設置のための技術協力事業の推進にあたっては、次表に掲げる年度別設置計画により行なうて貰いたいこと。

年度別	技能工	技術工
1974	旋盤工科 仕上げ工科 溶接工科 板金工科 配管工科	機械工作工科 機械組立工科 工具・金型工科 溶接工科 板金工科
1975	電気工科 電子工科	電気工科 電子工科
1976	自動車工科 鋳物工科	自動車工科 鋳物工科

